

## 令和7年度町政懇談会議事録

- 1 日時 令和7年10月29日(水)10:00～11:43
- 2 場所 白河市 市立図書館
- 3 出席者 伊澤町長、平岩副町長、森副町長、館下教育長、横山復興推進課長、大浦戸籍税務課長、中野農業振興課長、藤本建設課長、中里住民生活課長、志賀健康福祉課長、木幡教育総務課長、秘書広報課高橋課長補佐、建設課松尾支援員(13人)

4 町民出席者 22人

### 5 町長あいさつ概要

今年度の町政懇談会では、町の復興状況を始め、特定帰還居住区域における立入規制緩和のほか、営農や学校再開に向けた取組状況、令和8年度町税の課税の方向性について説明し、皆さんからのご質問やご意見をお伺いするとともに、意見交換を通じて、今後の町政運営に活かしてまいりたい。

### ○町の復興に向けた主な取組について

#### 1)町の復興状況について

駅東地区では、商業を中心とした賑わいを形成するエリアとして整備を進めており、役場庁舎北側の公設商業施設でイオン双葉店が8月1日にオープンした。

町体育館跡地には、公設商業施設として居酒屋・カフェ・鉄板焼きの3店舗の整備を進めており、令和8年春のオープンを目指している。町内の生活環境が大きく向上し、町に賑わいをもたらす中核になるものと期待している。

駅西地区では、良好な住宅地を形成するエリアとして整備を進めており、昨年6月には、えきにし住宅全86戸が完成し、現在75戸に入居されている。今後は、えきにし住宅の西側にある町有地で造成工事等を進めており、住宅の分譲地を想定した利活用を進めていく。

通所・訪問介護サービス等の提供を目指した「複合的福祉サービス拠点」の整備を令和9年度の開業に向けて進めており、昨年2月に開所した双葉町診療所とともに、皆さんの関心が最も高い医療・福祉分野を更に充実させていく。

#### 2)住宅の確保について

昨年度から町内の住宅再建を促進するため、住宅の取得・修繕等に係る費用のうち、福島県の支援策と併せて、新築住宅の取得で上限800万円、中古住宅の取得または修繕等で上限300万円を補助している。

町の現住人口を更に増加させるため、本年6月に町内への民間賃貸住宅の誘致を目的とした建設費補助制度を創設し、申請の受付を開始している。

今後とも町内の居住人口の増加に拍車がかかるよう、住宅の確保に努めていく。

### 3)特定帰還居住区域について

通行証の申請や所持がなくとも特定帰還居住区域に立ち入りが可能となる「立入規制緩和」について、下長塚、三字、羽鳥行政区の対象区域においては、令和7年11月4日に実施する方向で調整を進めている。「立入規制緩和」が進むことは、特定帰還居住区域の避難指示解除に向けた大きな前進であり、下長塚、三字、羽鳥行政区の対象区域において、令和8年度内の避難指示解除が実現できるように今後も取り組んでいく。

昨年12月から実施している第2回目の帰還意向調査の結果を踏まえて、特定帰還居住区域の見直し作業も進めている。

国が示した「2020年代をかけて帰還意向のある住民が帰還できるように避難指示解除の取組を進めていく」という方針を実現できるように今後とも国や関係機関との協議を進めていく。

### 4)営農再開の状況について

避難指示が解除された下羽鳥・長塚地区のほ場整備事業、上羽鳥の基盤整備事業、中田地区の養液栽培施設整備事業など、各地区におけるハード整備が着実に進捗している。

水稻の実証栽培を長塚字谷沢町や新山字天王下地内で実施しており、出荷制限の解除に向けた取組も進めている。

今後は、農業の基盤整備と担い手への集積を通して、営農再開に向けた取組を加速させる考えであり、営農する個人や法人への支援制度の創設を検討していく。

### 5)町内の学校再開について

昨年度に「双葉町新学校施設整備基本計画」を策定し、「認定こども園・義務教育学校」を令和10年4月に開園・開校することを決定した。現在は、施設整備の基本設計を進めているところであり、町民の皆さんも利用することを想定した地域に開かれた学校、子供たちと共に学ぶことができる新たな学びの場を創設することを目指している。

カリキュラムについては、0歳から15歳までの保育・教育に対応し、幼少期から外国語や異文化に親しむ活動を取り入れるなど、特色がある学びが展開できるように検討を進めている。

## 6 説明

- (1)町の復興状況について (横山復興推進課長)
- (2)特定帰還居住区域の立ち入り規制緩和について (中里住民生活課長)
- (3)特定帰還居住区域復興再生計画の改定について (中里住民生活課長)
- (4)営農再開の状況について (中野農業振興課長)
- (5)学校再開の取組について (館下教育長)
- (6)令和8年度町税の課税の方向性について (大浦戸籍税務課長)

## 7 懇 談

(羽鳥 男性)

令和8年度町税の課税の方向性を説明した中で、固定資産税の件について、もう一度詳しく説明をしていただきたい。

(大浦戸籍税務課長)

今回変更となる点をご説明させていただいたが、今までは、避難指示解除された区域の固定資産税の土地家屋の部分が2分の1減免ということで課税していたが、先行解除区域である両竹、浜野地区、特定復興再生拠点区域である長塚、新山地区を含めた令和4年の8月30日に解除された区域について、固定資産税の土地家屋の部分が、来年度より通常課税となる予定である。

帰還困難区域については、解除されていない区域になるので、引き続き固定資産税については課税免除となる。その他、住民税などの税目については今年度同様の課税方針で進めていく。

住宅解体で現在更地となっている宅地の特例措置について、住宅が建っている宅地200㎡までは、その土地の課税標準額を6分の1とする住宅用地の軽減措置があり、住宅解体で現在更地となっている宅地についても適用になるという東日本大震災にかかる被災住宅用地の特例がある。こちらが令和8年度までは国の方で約束されており、令和9年度以降については、継続するかどうか国の方で示されておらず、令和9年度以降も継続となるように、国の方へ働きかけたい。

(羽鳥 男性)

双葉町では、ほとんどが200㎡を超えるため、その際の固定資産税について伺いたい。

(大浦戸籍税務課長)

200㎡を超える部分については、3分の1の課税標準額の軽減措置が受けられる。

(羽鳥 男性)

200㎡を超える部分の3分の1の課税標準額の軽減措置の場合、具体的な金額を示していただきたい。

(大浦戸籍税務課長)

その質問については、個別案件となる。

(森副町長)

戸籍税務課長から申し上げた通り、課税の状況は一人一人異なっており、この場に具体的な資料も無く、誤ったメッセージを発することになるため、個別にご連絡をいただき対応したい。

(羽鳥 男性)

200㎡位の家は双葉町にどの程度あるのか200㎡を超え、3分の1の減免になる家はどの程度あるのかそれだけでもお聞かせいただきたい。個別案件で対応するという回答は政治家が使うことなので止めていただきたい。実際に住んでない所に納税するのは我々である。

(伊澤町長)

イメージとして皆さんに聞いていただきたいのだが、例えば震災前の宅地の評価を100とすると、

現在例えば50である。震災前、100円だったものが50円の評価という考え方である。先ほど申し上げた200㎡、大体60坪から70坪ぐらいの建築面積になるが、震災前の通常課税というのは、宅地の評価に対して6分の1で判断する。それは変わらずで、それ以上のものに対しては3分の1である。

各個人で評価が違うのは、面積も場所も、建物の大きさもすべて違うからである。同じであれば、評価として一律にお示しできるものもあるが、例えば双葉町でも、駅前と駅の中心地から離れたところでは評価は違う。

先ほど申し上げたように、帰還困難区域に関しては、戻れる状況でないので、評価対象外とし、当然皆さんに税のご負担をいただくことはないということである。先行的に避難指示解除したところ、特定復興再生拠点区域のすべてが国のルールで3年間の減免後、通常課税ということになっている。

町として、令和8年度まではいわゆる避難指示解除したところの更地になった土地については、本来は建物があつての評価になるが、その特例として、令和8年度までは建物があるものと認め、そのあとも町としては継続して国にお願いをしていきたい。令和9年以降に関しては、どうなるかはまだ決定していない。

私の説明でご理解いただけたかどうか難しいと思うが、今までに比べ、全員が高くなるということではない。

(羽鳥 男性)

200㎡というのは、宅地の敷地面積なのか、建物の具体的な面積なのか。また、厳密に今、減免されている地区はどこなのか。

(伊澤町長)

どことは明確に言えないが、双葉町は減免対象になっている。

(羽鳥 男性)

令和9年度以降の継続を国に申し入れ、実現するのも難しいのか。

(伊澤町長)

先行的に避難指示解除したところと、我々のように一番最後になったところでは全然違うという町の考えは国へ常に話しており、他の地区と横並びにはならない。

(羽鳥 男性)

200㎡は宅地の敷地面か、それとも建物の面積か。

(大浦戸籍税務課長)

敷地面積である。

(下条 男性)

令和8年3月に家賃の助成(福島県避難市町村家賃等支援事業)を終了するとあるが、双葉町はまだ帰って生活できる状態ではないと私は考えている。東電の賠償金も震災から15年経過しているが、6年分しか払われていない。あと10年位は税金も含め、お金がかからないよう延長いただきたい。先日届いた商工会からのアンケートの質問内容がおかしく、本気で復興を考えているのか疑問に思う。

(中里住民生活課長)

家賃補助の前提となる応急仮設住宅の供与の件であるが、現在、双葉町と大熊町が残っており、他の先行自治体は終わっている。すでに令和8年3月の終了に向けて進んでいることもあり、それに

合わせての家賃補助の延長は難しい。

賠償の話については、町側でもこれで終わりということでは納得しておらず、原子力賠償紛争審査会の委員の方が来たときに要望をしている。

(伊澤町長)

原子力損害賠償紛争審査会に月10万円の賠償について最低限、令和4年8月30日までは継続しないとおかしいということを双葉町としては伝えている。

双葉町以外の被害を受けた自治体が腰砕けになっている。全体的にやっていかなければ変わらないが、双葉町としては独自に要望活動を行っている。諦めてないことだけは分かっていたきたい。

(羽鳥 男性)

特定帰還居住区域の各家のフェンス、バリケードの今後の管理について、お聞かせ願いたい。

(中里住民生活課長)

特定帰還居住区域の立入り規制緩和の対象区域の全てでないが、帰還意向を示された方の地区のバリケードについては、今後撤去し自由に出入りできる。

(羽鳥 男性)

立入る際に線量計は必要か。

(中里住民生活課長)

線量計についてはそれぞれご自身の考えもあり、我々としても細やかに対応はするが、基本的には無くても立入りはできる。

閉会 11時43分